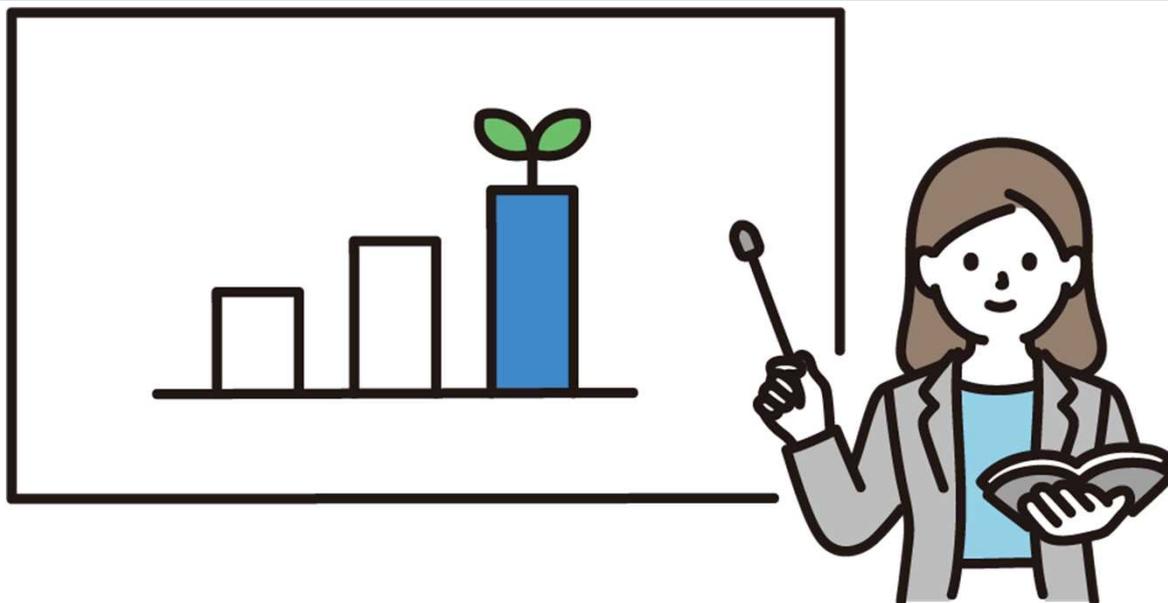


経営革新に挑戦する中小企業等を応援します！



承認を得ることで各種支援策の利用が可能です！

経営革新計画とは、新事業活動（新たな取り組み）にチャレンジし、経営の相当程度の向上を目指して策定する、3～5年の中期的なビジネスプランです。

【新事業活動とは】

新商品の開発・生産、新サービスの開発・提供、商品の新たな生産・販売方式の導入など
※自社にとって新たな事業活動であれば、既に他社で採用されている取組でも対象となります。ただし、同業他社で相当程度普及しているものは対象外となります。

【対象者】

やる気があり、最低1期分の事業実績のある中小企業・小規模事業者

【承認申請の流れ】

- ① 書類の作成：申請様式は県ホームページからダウンロードできます。
 - ② 内容の確認：県の担当者から修正を依頼することがあります。
 - ③ 申請・承認：外部専門家の意見照会を経て、県知事が承認します。
承認証書を交付し、希望に応じて関係機関に承認結果を通知します。
- ※詳しくは茨城県中小企業課ホームページをご覧ください。

【利用可能な支援策】

政府系金融機関による低利融資、県制度融資、信用保証の特例 など
（特別利率の適用、融資別枠の設定等の優遇措置があります。）
※支援策を利用するには各支援実施機関による審査を受ける必要があります。

経営革新計画承認制度（中小企業等経営強化法）

【申請・お問合せ】

茨城県産業戦略部中小企業課 経営支援室
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町9 7 8 番 6
TEL：029-301-3550



優良事例集